

今回どれぐらい落ちるかわかりませんけれども、三十五からだんだんだんだん戻して、五十兆を超えて六十兆まで来たところで今回こういったことになりましたので、もう一回きちんとやり直す、そういうたったの覚悟できちんと立て直すということをやつていかないで、ゼロということが続くわけが、あり得ないと思ております。

といつてニューディール、そういうことをやつた結果、アメリカというのは、アメリカも同じようになくなつていたものが、デフレから脱却して、アメリカもうまいこと脱却するのに成功したのが、一九三〇年代後半だったというように習いましたし、事実だと思いますが。高橋も、それは体制をつくるか、一応、デフレ脱却が終わつた後、当然インフレといふことになつて、そのインフレをや

い入れる決定をしました。最近の国債の買入れ額は、年間八十兆円を大きく下回る額で推移してきましたはずなんですね。今回なぜ無制限の買入れに踏み込む必要があったのか、その修正の目的について端的に説明していただけるでしょうか。

○黒田参考人 御案内のとおり、我が国の債券市場はこのところ流動性がかなり低下しておりまして、そうしたものとて、政府の緊急経済対策によつて、

○黒田参考人 現在、各国の政府及び中央銀行も、ユーロ圏の銀行に配当や自社株買戻しの中止を要請しています。

ここで黒田総裁にお伺いするんですが、こうしたヨーロッパの対応をどのように評価されておられますか。

ちょっととテレビで拝見していましだけれども、太田さん
恐慌のときの話が出たり、高橋是清の名前が出来たりして
いましたけれども、あの恐慌のときに高橋は清が思いつ
て、むしろケインズが広く世界に認められる前に高橋は
有効需要をつくつて対応しましたね。そのことは評価され
ていますけれども、そればかり注目していません。
いる人がきょうも若干いたと思いますけれども、その後の高橋は清は逆にそのために財政立て直
しに命がけで、いろいろと軍事費も切り込もうとして命を失うわけじゃないですか。
私は、こういうことになると大臣も想像していなかつたと思ひますけれども、むしろ高橋は清は漁
になつたつもりで、今回は思いつ切り財政出動さ
るところはしなきやいけないと思ひます。もうト
命にかかるると思ひますから。

るときには、当然デフレ対策とは全く真逆のこと、をやらなきやいかぬことになりますので、当然のこととして歳出カットをやっていくつて、歳出カットを一番やつたのが軍部の軍事費ということになつて、結果として高橋是清は一・二六で暗殺といふことになつたのが歴史だと思いますが。今回も、私ども、少なくとも景気回復をどの段階でやれるか、これは、今回は世界で来ましたのですから。ちょっと日本の場合なんかを外国人に言わせたら、何だ、たつた三百人か、俺のところは何万人死んだと思つてゐるんだ、五万人だぞ、五万人なんといつて電話をかけてくるのがいる、ちょっと日本とは、もう海外から見たら日本人だけが全然別みたいに見えるような事態になつてゐるようですけれども。

て国債増発が見込まれております。こうした状況を踏まえまして、昨日の金融政策決定会合では、債券市場の安定を維持してイールドカーブ全体を低位で安定させるという観点から、当面、国債のさらなる積極的な買入れを行うことが適当といふうに判断いたしました。

その際、イールドカーブコントロールのもとで金利操作目標を実現するため、必要な金額の国債買入れを上限を設けずに行つていくこととしたしました。国債買入れの金額のめどを削除するということにしたわけですが、これは、今申し上げた必要な額の国債買入れを上限を設けずに行つていくという点をより明確にするために行つたわけでございます。

特に企業金融がスムースに行われるよう、金融規制あるいは監督面でも、例えばバーゼルⅢの完全実施の一ヶ月延期、その他各種規制水準の弾力的な運用、そういうことを柔軟な対応で行っております。

ちなみに、我が国では金融規制は金融庁が専管しておりますけれども、欧米では中央銀行が金融規制もやっているところが多いわけでして、例えば、F R Bなどもそうですし、それからE C Bもかなり金融規制に踏み込んでいるわけであります。ただ、金融規制そのものは、やはりE C Bの中でもそれぞれの国の金融規制当局が行っている。ただ、日本銀行の場合は金融規制の権限、責任はないわけですから、欧米の中央銀行の場合には金融規制の権限、責任を持っているということともあろうかと思ひます。

命がけで財政の再建を目指したように、きちっとした財政再建の道筋を私はつくるべきだと思います。そこを責任持つてやつてほしいと思うんですね。それは、一つは地に足のついた財政健全化計画であり、そのための手段として、先般も提案しましたけれども、独立財政機関を設置するとか、ま

中で、我々としてはこれをどうやってやっていくのかというのは、ちょっと正直、今までにない形のもので、我々は景気を回復すると同時に財政もきもちのいいやつをもう一回やり直さないといけないという、両方をもう一回やり直さないといふ覚悟だけは持つておかねばならぬとかね思つております。

は、やはりこれは財政ファイナンスだと指摘されても否定のしようがない措置だと言わなければならないと思うんですね。

また、日銀は、CP、コマーシャルペーパー、それから社債等の追加買入れ枠を大幅に拡大して、合計約二十兆円の残高を上限に買い入れることも決めました。これらは大企業の資金繰り支援

なお、CPあるいは社債の買入れというのを歐米の中央銀行も行つておりますが、これらについては、そういった、何か条件をつけるということなく、一般的な形でCPや社債の購入を開始した。まあ、日銀の場合は前からCPや社債を持つていましただれども、今回それを大幅に拡大したことなどがざいます。

特例公債法をもとに戻すとか、あるいは、野党になつたらみんな言うんだけれども、財政健全化任法をつくるとか、あらゆる財政再建の道筋もも急に考えること私はやはり必要だと思ひますが、それに向けての御決意をお伺いをして、終わりたいと思います。

○麻生国務大臣 高橋是清の案をそのままばくして、ルーズベルトという人が、新しいデイール

○田中委員長 次に、清水忠史君。
○清水委員 日本共産党の清水忠史でございな
す。

法案に入る前に、昨日行わされました政策決定会
合での決定事項に関連して、日本銀行の黒田東彦
総裁に質問をさせていただきます。

日銀は、政府の緊急経済対策により国債発行が
増加することの影響も踏まえ、無制限に国債を買

を大幅に拡大するためのものです。
報道によれば、例えばイギリスのイングランド銀行、これは中央銀行ですけれども、この要請で応えて、二〇二〇年中の株主への配当を見合合わせると英國の大手銀行が一斉に発表いたしました。さらに、イングランド銀行は、株主還元の中止に加え、幹部への現金によるボーナスの支給の中止も期待すると検討を要求しています。E.C.B.、欧

○清水委員 私は黒田総裁に金融抑制そのものに対する評価をお伺いしたわけなんですね。重ねて聞きますと、新型コロナウイルス感染症の経済への影響が極めて不透明です。いつ収束するかわからない。今そのままではリーマン・ショック時を超える雇用の喪失の可能性も懸念されています。各国政府や、イングランド銀行、ECBのような中央銀行が、なぜ雇用維持などの条件を

企業への融資の条件に課しているのかということを考えていたらいいんです。

それは、アメリカで、〇八年のリーマン・ショックが起きたときに、日本でも大量の雇用が喪失されましたが、多額の配当や役員報酬を払っていた大手銀行への公的資金による救済が批判されたという経緯があるからなんです。ですから、そういう点では、国際的な投資家や機関投資家なども、今、雇用確保を大企業に要求している状況です。

日本の政府や日銀の姿勢が、ただただ企業を支援するという形は、姿は、これは国際的なトレンドから見ても特異な状況ではないかと言わざるを得ないと思うんです。

なぜ、日本銀行は、資金供給する大企業に対し、雇用の確保や配当の中止、役員給与の減額などを期待できないんですか、要求することができなんでしょうか。欧州やアメリカでやっているわけですから、そこまで踏み込んで、やはりこの際、雇用を守るために強い発信をするべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

〇黒田参考人 御趣旨はよく理解いたしますけれども、二つの点を御指摘したいと思います。一つは、F R Bも、それから、E C Bは特にそうですが、C Pや社債の買入れ等について、配当とか自社株買いの制限とか、そういうことは条件につけておりません。融資自体は、そういう条件をつけていないわけあります。

他方で、御指摘のとおり、E C BやB O Eが、金融機関に対して、企業や家計向けの貸出しを積極的に行うことができるよう、配当や自社株買取組をしっかりと後押ししていきたいというふうに考えております。

日本銀行といたしまじて、政府と連携しながら、金融機関が企業や家計の資金繰りを支援する取組をしっかりと後押ししていきたいというふうに考えております。

〇清水委員 それではちょっと極めて不十分だと言わなければなりません。

無制限に国債を買入れる、そして、もつと企業を支援していくんだ、民間金融機関に

対してももつとフローしていくんだというような延滞税なしで猶予を受けられる場合もありますけれども、これは、消毒作業によつて食材を廃棄し

たなど、財産の損失が生じた場合などに限定をされております。

一方、現在、イベントの自粛要請ですか入国規制措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防

止のための措置に起因して多くの事業者の収入が減少しているという特異な状況にござります。

こうした現下の状況に鑑みまして、手元資金を事業継続のためにできるだけ回していくだけに本法案において質問をいたします。

初めに、納税の猶予制度の特例について、基本的な点について伺いたいと思います。

本法案の納税の猶予制度の特例は、新型コロナウイルス感染症等により相当な収入の減少があつたことを、国税通則法第四十六条第一項、災害に

より財産に相当な損失を受けたケース、これに該当するところなど、無担保かつ延滞税なしで納税の猶予ができる特例を設けさせていただこうとしているところをございます。

〇清水委員 緊急経済対策では、本制度について、国税として地方税及び社会保険料にも適用するというふうに書かれています。国保や公的年金などの社会保険料について、国税と同様の扱いをするということだと考えますが、厚生労働省としても、それをどのように現場で徹底するのか。やはり、現場で徹底されていないということがあれば、厚労省としてしっかりと指導していただきたいと思うのですが、厚生労働省自見政務官の答弁を求めておきます。

〇自見大臣政務官 お答え申し上げます。

今般の緊急経済対策として実施をいたしました猶予制度の特例につきましては、厚生年金保険料等についても国税と同様の取扱いを実施することと

につきましては、現行の制度に基づきまして、各

種の納税緩和措置を迅速かつ柔軟に適用する旨の指針、方針を示したものでございます。

現行の制度について申し上げますと、例えば、事業で赤字が生じた場合には納税の猶予を受

けることができますけれども、その場合、年一・六%の延滞税を負担したことになります。

生労働省、日本年金機構のホームページ、これは四月の十六日と四月の二十四日、それぞれ既に掲載をさせていただいておりまして、今後も周知の徹底を図つてまいるとともに、法案が成立した後になりますけれども、日本年金機構に対し

もつと企業の皆様への丁寧な御案内や御説明など、現場における適切な対応が徹底されるよう、必要な指示等をしっかりと行ってまいりたいと存じます。

〇清水委員 ぜひお願いしたいと思います。

次に、特別定額給付金、それから子育て世帯への臨時特別給付金について質問します。

この法案では、国税の滞納処分により差し押さえることができます。ただし、現場では、地方税や社会保険料の滞納処分として、児童手当などの差押禁止財産が口座に入った直後に押さえられるというようなことも滞納整理としてされているところでござります。

これまで、麻生財務大臣も、そのような血も涙もないことを国税庁はしないという答弁を繰り返していましたが、今回国税庁に聞いてみたいのは、それをどのように現場で徹底するのか。やはり、現場で徹底されていないということがあれば、厚労省としてしっかりと指導していただきたい

たまに先生御指摘になりましたように、本法の直後にその口座を押さえているというようなことはしないということです。

〇田島政府参考人 お答え申し上げます。

おいて、給付金においても、口座に入金されたその後にその口座を押さえているというようなことはしないということです。

たまに先生御指摘になりましたように、本法案に定める給付金につきましては、滞納処分による差押さえが禁止されております。

一方、給付金が振り込まれた銀行口座の預金について、法令等において差押さえは禁止されておりませんが、国税の滞納整理に当たつては、この法令等をしゃくし定期に適用するのではなく、滞

納者個々の実情に即しつつ適切に判断することとしてござります。

したがいまして、国税当局としましては、先ほど御指摘いただいたような、例えば銀行口座への

給付金の振り込みを待つて、狙い撃ち的に差し押

<p>さえ、入金された給付金を実際に使用できなくするような状況にすることは適切ではなく、そうした差押えは行うべきではないと考えてございました。</p> <p>○清水委員 溶みません、時間が来ましたから最後の質問ですけれども、先ほど国税と同様の扱いをするということで自見政務官にも答えていただけでしたが、社会保険料の滞納処分として、給付金の入金直後の預金口座の差押え、こうしたことについても禁止をしていくということで、横並いでいかどうかということで、最後に御答弁いただいて、私の質問を終わります。</p> <p>○自見大臣政務官 お答え申し上げます。</p> <p>社会保険の徴収は国税徴収の例によることとされておりまして、このたびの特別定額給付金が振り込まれた銀行口座の預金については、国税局と同様でございまして、滞納者個々の事情に即して適切に対応してまいりたいと存じます。</p> <p>○清水委員 ありがとうございます。</p> <p>○田中委員長 次に、美延映夫君。</p> <p>○美延委員 日本維新の会の美延映夫でございます。</p> <p>衆議院議員になつて初質問でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>私の質問時間は八分ですので、早速質問をさせていただきます。</p> <p>日本維新の会を含む五野党が、事業者家賃支払助成法を共同で提出をさせていただきました。固定資産税の減免に関しては、オーナー側への補助でテナントにもメリットがあるようになります。家賃補助の議論より先に、この固定資産税の減免措置はアナウンスメントをされてきた経緯があると承知しておりますが、即効性のあるテナント側の家賃補助とうまくかみ合わせて、効果的に機能するように議論できればと考えております。</p> <p>そこで、まず二点、伺わせていただきます。</p> <p>一点目、固定資産税の減免の措置については、</p>	
<p>令和三年度分からのものとして来年の固定資産税を減免することによろしいでしょうか。また、今年分の固定資産税で納稅が大変な場合は、一年間の延納で対応してほしいということでしょうか。</p> <p>そして、二点目、対応の業種なんですかとお答えいただけますでしょうか。</p> <p>○福岡政府参考人 お答えを申し上げます。</p> <p>固定資産税の軽減の特例措置でございますが、これについては、令和三年度分ということで、委員御指摘のとおりでございますし、二年度分の固定資産税については、厳しい状況のところは猶予で対応いたくというふうに考えております。</p> <p>それから、固定資産税の軽減の特例措置についてでございますが、原則として業種を限定せず幅広く対象とすることとしておりまして、不動産賃貸業についても対象となるものでございます。</p> <p>○美延委員 さらに、続きまして、明確化するに当たって質問をさせていただきます。</p> <p>二〇二〇年二月から十月までの任意の三ヶ月の収入の対前年同期比減少率、三〇%以上五〇%未満は二分の一、五〇%以上減少は全額の減免となっています。この部分について、収入についての確認です。</p> <p>固定資産税評価額が算出されている物件ごとの収入ということでよいのか。例えば、不動産賃貸部門と他の部門から成る企業があつた場合、企業全体の収入ということになれば、他の部門の収入が賃貸部門より比率が高かつたり収入が多かつた結果すると、対前年同期比減少率で減免の対象から外れてしまう可能性があります。外れてしまふことにより、オーナーがテナントに対して減免できない、まけられないということですね、テナント側の事業継続、そして雇用維持も妨げてしまうことがあります。</p> <p>固定資産税評価額物件ごとの収入基準で検討す</p>	
<p>べきと考えますが、どのようにお考えでしようか。</p> <p>○福岡政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に伴う休業要請等の事業を行つていり複数の物件を有している中小事業者等につきましては、当該事業者が行う全ての事業の収入の総額で判断することとしております。事業ごとや物件ごとに判断することとしておりましたが、このくくりを見ても、これは不動産賃貸業も含まれているということによろしいでしょうか。</p> <p>お答えいただけますでしょうか。</p> <p>○福岡政府参考人 お答えを申し上げます。</p> <p>固定資産税の軽減の特例措置でございますが、これについては、令和三年度分ということで、委員御指摘のとおりでございますし、二年度分の固定資産税については、厳しい状況のところは猶予で対応いたくというふうに考えております。</p> <p>それから、固定資産税の軽減の特例措置についてでございますが、原則として業種を限定せず幅広く対象とすることとしておりまして、不動産賃貸業についても対象となるものでございます。</p> <p>○美延委員 さらに、続きまして、明確化するに当たって質問をさせていただきます。</p> <p>二〇二〇年二月から十月までの任意の三ヶ月の収入の対前年同期比減少率、三〇%以上五〇%未満は二分の一、五〇%以上減少は全額の減免となっています。この部分について、収入についての確認です。</p> <p>○美延委員 事業を継続するということ、それはもちろんいいことだと思うんですけれども、ただ、中に入つてはるテナントさんがいらっしゃるということで、少し残念なお答えだなと思います。総務省さんの固定資産税の減免が、何か包括的であり限定期であるような感じがします。これでは、私は、本当に困っている方の救済になるのか疑問を感じざるを得ません。</p> <p>家賃支援ができるなら我々国会議員の存在している意味がないと、私たちの同志である大阪府の吉村知事は発信しております。選挙を通して選ばれた政治家が、このような有事なときこそ国民の立場に立つて法案を成立させることが大事であると考えています。</p> <p>休業中の事業者にとって、固定費の家賃は非常に重たいです。省庁の垣根を越えて、でき得る限りの制度を整え、支援していくべきと私は考えます。</p> <p>○美延委員 お答え申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に伴う休業要請等の事業を行つていり複数の物件を有している中小事業者等につきましては、当該事業者が行う全ての事業の収入の総額で判断することとしております。事業ごとや物件ごとに判断することとしておりましたが、このくくりを見ても、これは不動産賃貸業も含まれているということによろしいでしょうか。</p> <p>お答えいただけますでしょうか。</p> <p>○福岡政府参考人 お答えを申し上げます。</p> <p>固定資産税の軽減の特例措置でございますが、これについては、令和三年度分ということで、委員御指摘のとおりでございますし、二年度分の固定資産税については、厳しい状況のところは猶予で対応いたくというふうに考えております。</p> <p>それから、固定資産税の軽減の特例措置についてでございますが、原則として業種を限定せず幅広く対象とすることとしておりまして、不動産賃貸業についても対象となるものでございます。</p> <p>○美延委員 さらに、続きまして、明確化するに当たって質問をさせていただきます。</p> <p>二〇二〇年二月から十月までの任意の三ヶ月の収入の対前年同期比減少率、三〇%以上五〇%未満は二分の一、五〇%以上減少は全額の減免となっています。この部分について、収入についての確認です。</p> <p>固定資産税評価額が算出されている物件ごとの収入ということでよいのか。例えば、不動産賃貸部門と他の部門から成る企業があつた場合、企業全体の収入ということになれば、他の部門の収入が賃貸部門より比率が高かつたり収入が多かつた結果すると、対前年同期比減少率で減免の対象から外れてしまう可能性があります。外れてしまふことにより、オーナーがテナントに対して減免できない、まけられないということですね、テナント側の事業継続、そして雇用維持も妨げてしまうことがあります。</p> <p>固定資産税評価額物件ごとの収入基準で検討す</p>	
<p>べきと考えますが、どのようにお考えでしようか。</p> <p>○美濃政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に伴う休業要請等の事業を行つていり複数の物件を有している中小事業者等につきましては、当該事業者が行う全ての事業の収入の総額で判断することとしております。事業ごとや物件ごとに判断することとしておりましたが、このくくりを見ても、これは不動産賃貸業も含まれているということによろしいでしょうか。</p> <p>お答えいただけますでしょうか。</p> <p>○福岡政府参考人 お答えを申し上げます。</p> <p>固定資産税の軽減の特例措置でございますが、これについては、令和三年度分ということで、委員御指摘のとおりでございますし、二年度分の固定資産税については、厳しい状況のところは猶予で対応いたくというふうに考えております。</p> <p>それから、固定資産税の軽減の特例措置についてでございますが、原則として業種を限定せず幅広く対象とすることとしておりまして、不動産賃貸業についても対象となるものでございます。</p> <p>○美延委員 さらに、続きまして、明確化するに当たって質問をさせていただきます。</p> <p>二〇二〇年二月から十月までの任意の三ヶ月の収入の対前年同期比減少率、三〇%以上五〇%未満は二分の一、五〇%以上減少は全額の減免となっています。この部分について、収入についての確認です。</p> <p>固定資産税評価額が算出されている物件ごとの収入ということでよいのか。例えば、不動産賃貸部門と他の部門から成る企業があつた場合、企業全体の収入ということになれば、他の部門の収入が賃貸部門より比率が高かつたり収入が多かつた結果ると、対前年同期比減少率で減免の対象から外れてしまう可能性があります。外れてしまふことにより、オーナーがテナントに対して減免できない、まけられないということですね、テナント側の事業継続、そして雇用維持も妨げてしまうことがあります。</p> <p>固定資産税評価額物件ごとの収入基準で検討す</p>	